

各 都道府県 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

「年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について」
の一部改正について

令和 6 年 4 月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）については、本日から施行される。改正法においては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられ、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）についても、支援関係機関の連携強化等の措置として、法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置の努力義務化等の改正が行われた。

これに伴い、今般、「年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 6 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。以下「通知」という。）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正した。特に、支援関係機関の連携強化のため、家計改善支援事業との連携についても示すこととしたため、各自治体におかれては、改正法による改正後の法や通知の趣旨及び内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、各都道府県におかれては、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしく願いしたい。

また、別紙のとおり、厚生労働省年金局事業管理課から各地方厚生（支）局年金調整課及び年金管理課並びに市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）国民年金主管課（部）並びに日本年金機構事業管理部門及び事業推進部門に通知されているので、ご了知いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>各 都道府県 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿 市区町村</p> <p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 （公印省略）</p> <p>年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について</p> <p><u>生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）による生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況、またはそれらが複合的となっている状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。</u></p> <p>生活困窮者自立支援制度の実施に当たっては、年金制度と生活困窮者自立支援制度相互の担当部署が連携するとともに、国民年金制度における保険料免除制度の周知を図ることにより、生活困窮者の早期発見につなげることが期待される。このため、これまで対象者の早期発見のための<u>市町村国民年金担当部署等との連携体制の構築等を依頼することにより、国民年金制度と生活困窮者自立支援制度の連携の推進を図ってきた。</u></p> <p>上記を踏まえ、国民年金保険料免除制度及び連携について改めて下記のとおり通知するので、<u>各自治体におかれては、法の趣旨や内容を理解いただき、市町村国民年金担当部署との更なる連携を推進していただくとともに、必要に応じて日本年金機構年金事務所（以下「年金事務所」という。）へ協力を求めるなど、両制度の連携の推進を図られたい。加えて、関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。</u></p> <p>また、年金関係機関との連携が円滑に行われるよう、<u>別紙 1 「生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について」の一部改正について（令和 7 年 4 月 1 日付け年管管発 0401 第 2 号。厚生労働省年金局事業管理課長通知）により、各地方厚生（支）局年金調整課長及び年金管理課長並びに市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）国民年金主管課（部）長宛に、別紙 2 「生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について」の一部改正について（令和 7 年 4 月 1 日付け年管管発 0401 第 3 号。厚生労働省年金局事業管理課長通知）」により日本年金機構事業管理部門担当理</u></p>	<p>都道府県 各 <u>指定都市</u> 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿 <u>中核市</u></p> <p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 （公印省略）</p> <p>年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について</p> <p><u>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成 27 年 4 月より施行された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）について、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に公布され、同法による改正後の法が、同年 10 月 1 日より順次施行される。</u></p> <p>生活困窮者自立支援制度の実施に当たっては、年金制度と生活困窮者自立支援制度相互の担当部署が連携するとともに、国民年金制度における保険料免除制度の周知を図ることにより、生活困窮者の早期発見につなげることが期待される。このため、これまで「<u>対象者の早期発見のための市町村年金担当部署等との連携体制の構築</u>」等を示すことにより、国民年金制度と生活困窮者自立支援制度の連携の推進を図ってきた。</p> <p><u>この両制度の連携を強化する観点から、改正法による改正後の法第 8 条の規定において、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたところであり、市町村の年金担当部署についても、これらの関係部局に該当するものとして想定している。</u></p> <p><u>ついては、上記を踏まえ、国民年金保険料免除制度及び連携について下記のとおり通知するので、改正法による改正後の法の内容も含め、法の趣旨や内容を理解いただき、市町村の年金担当部署との更なる連携を推進していただくとともに、必要に応じて日本年金機構年金事務所等へ協力を求めるなど、両制度の推進を図られたい。加えて、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。</u></p> <p>また、年金関係機関との連携が円滑に行われるよう別紙 1 「<u>生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について</u>」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付け年管管発 1001 第 1 号。厚生労働省年金局事業管理課長通知）」により地方厚生（支）局を通じて市町村の国民年金担当部署へ、別紙 2 「<u>生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について</u>」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付け年管管発 1001 第 2 号。厚生労働省年金局事業管理課長通知）」により日本年金機構事業推進部門（統括担当）担当理事宛に通知されていることを申し添える。</p>

事及び推進部門担当理事宛に通知されていることを申し添える。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 対象者の早期発見のための市町村国民年金担当部署等との連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援事業を実施する者（以下「自立相談支援機関」という。）からのアウトリーチや関係機関からの情報提供により早期発見を図ることが重要であり、早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。

市町村国民年金担当部署及び年金事務所には、年金の納付に係る相談に来る者など、経済的に困窮している者が訪れると考えられるため、これらとの連携は非常に重要である。

日頃より、互いの施策の理解を深め、情報交換を行うなどにより、両制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。

なお、円滑に連携が図れるよう、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、市町村国民年金担当部署及び年金事務所に対し、自立相談支援機関を含め、事業の実施体制等について情報提供を行うこと。

年金事務所に連携を依頼する際は、日本年金機構ホームページに年金事務所の一覧が掲載されていることから、管轄の年金事務所を確認の上、依頼すること。

【連携の具体例】

- ・生活困窮者自立支援制度担当部局は、年金事務所が実施する市町村職員（国民年金担当部署）向けの研修などの機会を活用して、市町村国民年金担当部署及び年金事務所の担当職員に自立相談支援事業等に関する講義を実施する。
- ・生活困窮者自立支援制度担当部局は、自治体担当者や相談支援員向けの研修などの機会を活用して、市町村国民年金担当部署や年金事務所に年金制度に関する講義を依頼する。
- ・生活困窮者自立支援制度担当部局や自立相談支援機関、市町村国民年金担当部署や年金事務所の間において、それぞれの制度・施策に関する勉強会（制度説明、意見交換等）を実施する。
- ・当該生活困窮者が国民年金保険料を未納にしており、その解消のための支援が必要と考えられる場合には、自立相談支援機関から年金事務所に対し、支援調整会議への参加を依頼する。なお、当該会議への年金事務所の参加の検討に当たっては、当該生活困窮者の状況等について年金事務所に事前に協議の上、国民年金保険料の未納解消に向けた意見を求める。

また、生活困窮者が国民年金保険料の未納状況にある場合等においては、生活困窮者家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）による家計の「見える化」を通じて未納解消に向けた支援を行うとともに、家計改善支援事業の実施者が、国民年金保険料の免除申請（3参照）の相談時の同行支援等を行うことも考えられる。このため、家計改善支援事業の実施者及び年金事務所の間においても、互いの施策の理解を深め、日頃から連携を図りたい。

【連携の具体例】

- ・生活困窮者自立支援制度担当部局は年金事務所に対し、国民年金保険料の未納解消に向けた生活困窮者からの相談対応について協力を依頼する。
- ・年金事務所への相談に当たっては、家計改善支援事業の実施者が同席し、家計改善支援事業による支援において作成した家計再生プランや家計表を活用する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 対象者の早期発見のための市町村年金担当部署等との連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関からのアウトリーチや関係機関からの情報提供により早期発見を図ることが重要であり、早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。

市町村年金担当部署及び年金事務所には、年金の納付に係る相談に来る者など、経済的に困窮している者が訪れると考えられるため、これらとの連携は非常に重要である。

日頃より、互いの施策の理解を深め、情報交換を行うなどにより、両制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。

なお、円滑に連携が図れるよう、生活困窮者自立支援制度所管部署においては、年金事務所に対し事業の実施体制や自立相談支援事業を実施する者（以下「自立相談支援機関」という。）について情報提供を行うこと。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができている生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われることや自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口に確実につなげていくことが必要である。

そのため、法第 8 条第 2 項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされており、市町村国民年金担当部署についても、これらの関係部局に該当するものとして想定している。

については、これらを踏まえ、市町村国民年金担当部署及び年金事務所が国民年金に関する相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度担当部局におかれては、ご了解いただくとともに、市町村国民年金担当部署及び年金事務所に対し協力を促されたい。

【連携の具体例】

- 生活困窮者自立支援制度担当部局は、自立相談支援事業等のリーフレットを市町村国民年金担当部署及び年金事務所へ送付するとともに、国民年金保険料の相談窓口等への配置や生活に困窮していると思われる者に対する自立相談支援機関の利用勧奨を依頼する。

3 自立相談支援機関等における国民年金保険料免除制度の周知

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき、被保険者、配偶者及び世帯主のいずれもが次の条件に該当する場合等に、申請により国民年金保険料の納付が免除となる。

- 前年所得が一定額以下の場合
- 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める寡婦・障害者であって前年所得が一定額以下の場合
- 天災、失業等の事由がある場合

また、前年所得が全額免除の要件に該当しない場合でも、前年所得が一定額以下の場合には保険料の四分の一、半額又は四分の三が免除となる保険料の一部免除制度や、50 歳未満の者については、世帯主が免除の要件に該当しない場合であっても保険料の納付を猶予する納付猶予制度がある。

生活困窮者は上記の要件に該当する可能性があるため、生活困窮者の支援においては、国民年金保険料免除制度を周知するとともに、生活困窮者が国民年金保険料の納付が困難となっている場合には、保険料免除に係る申請を積極的に促すようお願いしたい。

また、国民年金の保険料免除申請の促進に当たっては、生活困窮者自立支援制度及び年金制度の担当部局で相互に情報共有を図り、申請方法等について理解の上、進める必要がある。

(参考)

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成 27 年 4 月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができている生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口に確実につなげていくことが必要である。実際に、施行後の状況の中でも、自立相談支援事業につながった庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第 8 条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたものである。

この規定を踏まえ、市町村年金担当部署が国民年金保険料の納付や免除等申請の相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度担当部局におかれては、ご了解いただくとともに、市町村年金担当部署に対し協力を促されたい。

3 自立相談支援機関における国民年金保険料免除制度の周知

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき、被保険者、配偶者及び世帯主のいずれもが次の条件に該当する場合等に、申請により国民年金保険料の納付が免除となる。

- 前年所得が一定額以下の場合
- 地方税法に定める寡婦・障害者であって前年所得が一定額以下の場合
- 天災、失業等の事由がある場合

また、前年所得が全額免除の要件に該当しない場合でも、前年所得が一定額以下の場合には保険料の四分の一、半額又は四分の三が免除となる保険料の一部免除制度や 50 歳未満の者については、世帯主が免除の要件に該当しない場合であっても保険料の納付を猶予する納付猶予制度がある。

生活困窮者は上記の要件に該当する可能性があるため、生活困窮者の支援においては、国民年金保険料免除制度を周知するとともに、生活困窮者が国民年金保険料の納付が困難となっている場合には、保険料免除に係る申請を積極的に促すようお願いしたい。

また、国民年金の保険料免除申請の促進に当たっては、生活困窮者自立支援制度及び年金制度の担当部局で相互に情報共有を図り、申請方法等について理解の上、進める必要がある。

(参考)

○年金事務所一覧

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



○国民年金法（昭和34年法律第141号）（抄）

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- 二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- 三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- 四 地方税法に定める寡婦であつて、当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。
- 五 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2～4 (略)

○国民年金法（昭和34年法律第141号）（抄）

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- 二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- 三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- 四 地方税法に定める寡婦であつて、当該保険料を納付することを要しないものとするべき月の属する年の前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。
- 五 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

参考（改正後全文）

社援地発 0327 第 6 号
平成 27 年 3 月 27 日
一 部 改 正
社援地発 1001 第 11 号
平成 30 年 10 月 1 日
一 部 改 正
社援地発 0401 第 11 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）による生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況など様々な状況、またはそれらが複合的となっている状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や家計改善支援事業などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

生活困窮者自立支援制度の実施に当たっては、年金制度と生活困窮者自立支援制度相互の担当部署が連携するとともに、国民年金制度における保険料免除制度の周知を図ることにより、生活困窮者の早期発見につなげることが期待される。このため、これまで対象者の早期発見のための市町村国民年金担当部署等との連携体制の構築等を依頼することにより、国民年金制度と生活困窮者自立支援制度の連携の推進を図ってきた。

上記を踏まえ、国民年金保険料免除制度及び連携について改めて下記のとおり通知するので、各自治体におかれては、法の趣旨や内容を理解いただき、市町

村国民年金担当部署との更なる連携を推進していただくとともに、必要に応じて日本年金機構年金事務所（以下「年金事務所」という。）へ協力を求めるなど、両制度の連携の推進を図られたい。加えて、関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。

また、年金関係機関との連携が円滑に行われるよう、別紙1「生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について」の一部改正について（令和7年4月1日付け年管管発0401第2号。厚生労働省年金局事業管理課長通知）により、各地方厚生（支）局年金調整課長及び年金管理課長並びに市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）国民年金主管課（部）長宛に、別紙2「生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について」の一部改正について（令和7年4月1日付け年管管発0401第3号。厚生労働省年金局事業管理課長通知）により日本年金機構事業管理部門担当理事及び推進部門担当理事宛に通知されていることを申し添える。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

- 1 対象者の早期発見のための市町村国民年金担当部署等との連携体制の構築
生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援事業を実施する者（以下「自立相談支援機関」という。）からのアウトリーチや関係機関からの情報提供により早期発見を図ることが重要であり、早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。
市町村国民年金担当部署及び年金事務所には、年金の納付に係る相談に来る者など、経済的に困窮している者が訪れると考えられるため、これらとの連携は非常に重要である。
日頃より、互いの施策の理解を深め、情報交換を行うなどにより、両制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。
なお、円滑に連携が図れるよう、生活困窮者自立支援制度担当部局においては、市町村国民年金担当部署及び年金事務所に対し、自立相談支援機関を含め、事業の実施体制等について情報提供を行うこと。
年金事務所に連携を依頼する際は、日本年金機構ホームページに年金事務所の一覧が掲載されていることから、管轄の年金事務所を確認の上、依頼すること。

【連携の具体例】

- ・生活困窮者自立支援制度担当部局は、年金事務所が実施する市町村職員（国民年金担当部署）向けの研修などの機会を活用して、市町村国民年金担当部署及び年金事務所の担当職員に自立相談支援事業等に関する講義を実施す

る。

- ・生活困窮者自立支援制度担当部局は、自治体担当者や相談支援員向けの研修などの機会を活用して、市町村国民年金担当部署や年金事務所に年金制度に関する講義を依頼する。
- ・生活困窮者自立支援制度担当部局や自立相談支援機関、市町村国民年金担当部署や年金事務所の間において、それぞれの制度・施策に関する勉強会（制度説明、意見交換等）を実施する。
- ・当該生活困窮者が国民年金保険料を未納にしており、その解消のための支援が必要と考えられる場合には、自立相談支援機関から年金事務所に対し、支援調整会議への参加を依頼する。なお、当該会議への年金事務所の参加の検討に当たっては、当該生活困窮者の状況等について年金事務所に事前に協議の上、国民年金保険料の未納解消に向けた意見を求める。

また、生活困窮者が国民年金保険料の未納状況にある場合等においては、生活困窮者家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）による家計の「見える化」を通じて未納解消に向けた支援を行うとともに、家計改善支援事業の実施者が、国民年金保険料の免除申請（3参照）の相談時の同行支援等を行うことも考えられる。このため、家計改善支援事業の実施者及び年金事務所の間においても、互いの施策の理解を深め、日頃から連携を図りたい。

【連携の具体例】

- ・生活困窮者自立支援制度担当部局は年金事務所に対し、国民年金保険料の未納解消に向けた生活困窮者からの相談対応について協力を依頼する。
- ・年金事務所への相談に当たっては、家計改善支援事業の実施者が同席し、家計改善支援事業による支援において作成した家計再生プランや家計表を活用する。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われることや自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談を訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が必要である。また、自ら支援を求めることが難しい者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実につなげてい

くことが必要である。

そのため、法第8条第2項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされており、市町村国民年金担当部署についても、これらの関係部局に該当するものとして想定している。

については、これらを踏まえ、市町村国民年金担当部署及び年金事務所が国民年金に関する相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度担当部局におかれては、ご了知いただくとともに、市町村国民年金担当部署及び年金事務所に対し協力を促されたい。

【連携の具体例】

- ・生活困窮者自立支援制度担当部局は、自立相談支援事業等のリーフレットを市町村国民年金担当部署及び年金事務所へ送付するとともに、国民年金保険料の相談窓口等への配置や生活に困窮していると思込まれる者に対する自立相談支援機関の利用勧奨を依頼する。

3 自立相談支援機関等における国民年金保険料免除制度の周知

国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項の規定に基づき、被保険者、配偶者及び世帯主のいずれもが次の条件に該当する場合等に、申請により国民年金保険料の納付が免除となる。

- ① 前年所得が一定額以下の場合
- ② 地方税法（昭和25年法律第226号）に定める寡婦・障害者であって前年所得が一定額以下の場合
- ③ 天災、失業等の事由がある場合

また、前年所得が全額免除の要件に該当しない場合でも、前年所得が一定額以下の場合は保険料の四分の一、半額又は四分の三が免除となる保険料の一部免除制度や、50歳未満の者については、世帯主が免除の要件に該当しない場合であっても保険料の納付を猶予する納付猶予制度がある。

生活困窮者は上記の要件に該当する可能性があるため、生活困窮者の支援においては、国民年金保険料免除制度を周知するとともに、生活困窮者が国民年金保険料の納付が困難となっている場合には、保険料免除に係る申請を積極的に促すようお願いしたい。

また、国民年金の保険料免除申請の促進に当たっては、生活困窮者自立支援制度及び年金制度の担当部局で相互に情報共有を図り、申請方法等について理解の上、進める必要がある。

(参考)

○年金事務所一覧

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



○国民年金法（昭和34年法律第141号）（抄）

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

- 一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
- 二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- 三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- 四 地方税法に定める寡婦であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。
- 五 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2～4 （略）

年管管発 0401 第 2 号
令和 7 年 4 月 1 日

市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）
国民年金主管課（部）長
地方厚生（支）局
年金調整課長・年金管理課長

殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（公印省略）

「生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について」の
一部改正について

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という）による生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給や就労準備支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

生活困窮者自立支援制度により支援を通じて就労等につながれば、国民年金保険料の納付やひいては将来の年金給付の増額につながる可能性があることなどから、生活困窮者自立支援制度担当部局と市区町村国民年金担当部署との連携について、「生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付年管管発 0327 第 4 号。厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「連携通知」という。）により取組みを進めているところである。

今般、社会・援護局地域福祉課長から各都道府県、市区町村の生活困窮者自立支援制度主管部局長あて「年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について」の一部改正について（令和 7 年 4 月 1 日付社援地発 0401 第 11 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。以下「社会・援護局通知」という。）により参考 1 のとおり、生活困窮者自立支援制度担当部局等と市区町村国民年金担当部署との連携の具体例等が示されたことから、連携通知を改正することとしたので、下記について御了知いただきたい。

なお、日本年金機構事業管理部門担当理事及び事業推進部門担当理事あてには「生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について」の一部

改正について」(令和7年4月1日付年管管発 0401 第3号。厚生労働省年金局事業管理課長通知)により参考2のとおり通知していることを申し添える。

記

1. 社会・援護局通知について

社会・援護局通知において、従来から取り組みを行ってきた、生活困窮者の早期発見のための連携にかかる具体例等が示されるとともに、国民年金保険料の未納解消に向けて生活困窮者家計改善支援事業※と年金事務所との連携についても具体例が示されたものである。

※ 生活困窮者家計改善支援事業とは、家計表の作成により家計の状況を「見える化」し、生活困窮者本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施する事業。

2. 連携通知の改正について

社会・援護局通知を踏まえ、連携通知を改正する(別添1の改正後全文、別添2の新旧対照表を参照)。

改正内容の概要は次のとおりであるので、連携の具体例を踏まえた取組みを進められたい。

(1) 生活困窮者自立支援制度対象者の早期発見のための連携体制の構築

年金制度と生活困窮者自立支援制度の両制度の周知を図るための連携具体例として以下が示された。

【連携の具体例】

- ・市区町村国民年金担当職員等に自立相談支援事業等に関する講義を実施したい旨の依頼があった場合は、これに協力する。
- ・市区町村国民年金担当部署等に対し年金制度に関する講義の依頼があった場合は、講義の実施に協力する。
- ・生活困窮者自立支援制度担当部局等や市区町村国民年金担当部署等の間において、それぞれの制度・施策に関する勉強会を実施する。

(2) 自立相談支援事業等の利用勧奨

自立相談支援事業等の利用勧奨の周知を図るための連携の具体例として以下が示された。

【連携の具体例】

- 市区町村国民年金担当部署は、国民年金の相談窓口等への自立相談支援事業等のリーフレットの配置や、生活に困窮していると見込まれる者に対する自立相談支援機関の利用勧奨に協力する。

以上

生活困窮者自立支援制度に係る関係機関との連携について

1 生活困窮者自立支援制度の対象者の早期発見のための連携体制の構築

生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関からのアウトリーチや関係機関からの情報提供により早期発見を図ることが重要である。また、早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。さらに、生活困窮者自立支援制度により就労につながれば、国民年金保険料の納付やひいては将来の年金給付の増額につながる可能性がある。

このため、生活困窮者自立支援制度担当部局又は自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）との間では、日頃より、互いの施策の理解を深め、情報交換を行うなどにより、両制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。

さらに、生活困窮者自立支援制度担当部局又は自立相談支援機関から要請がある場合は、協力が可能な範囲において、本人に同意を得た上で、年金に係る情報を自立相談支援機関に提供していただきたい。

【連携の具体例】

- ・生活困窮者自立支援制度担当部局から、年金事務所が実施する市区町村職員（国民年金担当部署）向けの研修などの機会を活用して、市区町村国民年金担当部署及び年金事務所の担当職員に自立相談支援事業等に関する講義を実施したい旨の依頼があった場合は、これに協力する。
- ・生活困窮者自立支援制度担当部局から、自治体担当者や相談支援員向けの研修などの機会を活用した年金制度に関する講義の依頼があった場合は、講義の実施に協力する。
- ・生活困窮者自立支援制度担当部局や自立相談支援機関、市区町村国民年金担当部署や年金事務所の間において、それぞれの制度・施策に関する勉強会（制度説明、意見交換等）を実施する。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口对生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、法第8条第2項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされており、市区町村国民年金担当部署についても、これら

の関係部局に該当するものとして想定している。

については、この規定を踏まえ、市区町村国民年金担当部署が国民年金に関する相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

【連携の具体例】

- ・生活困窮者自立支援制度担当部局から市区町村国民年金担当部署へ自立相談支援事業等のリーフレットの送付があった場合に、国民年金の相談窓口等へ配置することや、生活に困窮していると見込まれる者に対する自立相談支援機関の利用勧奨の依頼があった場合は、これに協力する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1 生活困窮者自立支援制度の対象者の早期発見のための連携体制の構築</p> <p>生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関からのアウトリーチや関係機関からの情報提供により早期発見を図ることが重要である。また、早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。さらに、生活困窮者自立支援制度により就労につながれば、国民年金保険料の納付やひいては将来の年金給付の増額につながる可能性がある。</p> <p><u>このため、生活困窮者自立支援制度担当部局又は自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）との間では、日頃より、互いの施策の理解を深め、情報交換を行うなどにより、両制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。</u></p> <p>さらに、<u>生活困窮者自立支援制度担当部局又は自立相談支援機関から要請がある場合は、協力が可能な範囲において、本人に同意を得た上で、年金に係る情報を自立相談支援機関に提供していただきたい。</u></p>	<p>1 生活困窮者自立支援制度の対象者の早期発見のための連携体制の構築</p> <p>生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いため、自立相談支援機関からのアウトリーチや関係機関からの情報提供により早期発見を図ることが重要である。また、早期からの支援は、より効果的な自立の促進につながるものである。さらに、生活困窮者自立支援制度により就労につながれば、国民年金保険料の納付やひいては将来の年金給付の増額につながる可能性がある。</p> <p><u>このため、生活困窮者自立支援制度主管部局又は自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）から、生活困窮者自立支援制度の周知用チラシ等の送付があった場合は、国民年金担当窓口で当該チラシ等を備え付けるなど、可能な範囲で生活困窮者自立支援制度の周知に協力していただきたい。</u></p> <p><u>また、国民年金保険料の納付や免除等申請の相談の際に、生活に困窮していることが認められた場合には、適時、自立相談支援機関へ相談に行くことを促すようお願いしたい。</u></p> <p>さらに、<u>生活困窮者自立支援制度主管部局又は自立相談支援機関から要請がある場合は、協力が可能な範囲において、本人に同意を得た上で、年金に係る情報を自立相談支援機関に提供していただきたい。</u></p>

【連携の具体例】

- ・生活困窮者自立支援制度担当部局から、年金事務所が実施する市区町村職員（国民年金担当部署）向けの研修などの機会を活用して、市区町村国民年金担当部署及び年金事務所の担当職員に自立相談支援事業等に関する講義を実施したい旨の依頼があった場合は、これに協力する。
- ・生活困窮者自立支援制度担当部局から、自治体担当者や相談支援員向けの研修などの機会を活用した年金制度に関する講義の依頼があった場合は、講義の実施に協力する。
- ・生活困窮者自立支援制度担当部局や自立相談支援機関、市区町村国民年金担当部署や年金事務所の間において、それぞれの制度・施策に関する勉強会（制度説明、意見交換等）を実施する。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口对生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、法第8条第2項の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、

2 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務化

自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口对生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事

生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされており、市区町村国民年金担当部署についても、これらの関係部局に該当するものとして想定している。

ついては、この規定を踏まえ、市区町村国民年金担当部署が国民年金に関する相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

【連携の具体例】

・生活困窮者自立支援制度担当部局から市区町村国民年金担当部署へ自立相談支援事業等のリーフレットの送付があった場合に、国民年金の相談窓口等へ配置することや、生活に困窮していると思込まれる者に対する自立相談支援機関の利用勧奨の依頼があった場合は、これに協力する。

(削除)

業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされたところである。

当該規定に基づき、市区町村年金担当部署が国民年金保険料の納付や免除等申請の相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して1によって示した取組みなどによって生活困窮者自立支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

3 自立相談支援機関における国民年金保険料免除制度の周知のための協力

生活困窮者自立支援制度主管部局又は自立相談支援機関から、国民年金保険料免除制度に関する問い合わせや、国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料免除制度の周知用チラシ等の提供の求めがあった場合は、積極的な対応を行っていただきたい。

年管管発 0401 第 3 号
令和 7 年 4 月 1 日

日本年金機構

事業管理部門担当理事 殿

事業推進部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

(公 印 省 略)

「生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について」の
一部改正について

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）による生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、その就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況又はそれらの複合的な状況に応じて、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給や就労準備支援事業の実施などにより包括的かつ早期的な支援を提供するものである。

生活困窮者自立支援制度により支援を通じて就労等につながれば、国民年金保険料の納付やひいては将来の年金給付の増額につながる可能性があることなどから、生活困窮者自立支援制度担当部局と国民年金担当部署との連携について、「生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付年管管発 0327 第 5 号。厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「連携通知」という。）により取組みを進めているところである。

今般、社会・援護局地域福祉課長から各都道府県、市区町村の生活困窮者自立支援制度主管部局長あて「年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について」の一部改正について（令和 7 年 4 月 1 日付社援地発 0401 第 11 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。以下「社会・援護局通知」という。）により参考 1 のとおり、生活困窮者自立支援制度担当部局等と年金事務所との連携の具体例等が示されたことから、連携通知を改正することとしたので、下記について年金事務所に周知を図られたい。

なお、市町村（特別区を含む。）民生主管部（局）国民年金主管課（部）長並びに各地方厚生（支）局年金調整課長及び年金管理課長あてには「生活困窮者自立支援制度の施行に伴う関係機関との連携について」の一部改正について」

(令和7年4月1日付年管管発0401第2号。厚生労働省年金局事業管理課長通知)により参考2のとおり通知していることを申し添える。

記

1. 社会・援護局通知について

社会・援護局通知において、従来から取組みを行ってきた、生活困窮者の早期発見のための連携にかかる具体例等が示されるとともに、国民年金保険料の未納解消に向けて生活困窮者家計改善支援事業※と年金事務所との連携についても具体例が示されたものである。

※ 生活困窮者家計改善支援事業とは、家計表の作成により家計の状況を「見える化」し、生活困窮者本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施する事業。

2. 連携通知の改正について

社会・援護局通知を踏まえ、連携通知を改正する(別添1の改正後全文、別添2の新旧対照表を参照)。

改正内容の概要は次のとおりであるので、連携の具体例を踏まえた取組みを進められたい。

(1) 生活困窮者自立支援制度対象者の早期発見のための連携体制の構築

①年金制度と生活困窮者自立支援制度の両制度の周知を図るための連携の具体例として以下が示された。

【連携の具体例】

- ・年金事務所等の担当職員に自立相談支援事業等に関する講義を実施したい旨の依頼があった場合は、これに協力する。
- ・年金事務所に対し年金制度に関する講義の依頼があった場合は、講義の実施に協力する。
- ・生活困窮者自立支援制度担当部局等や年金事務所等の間において、それぞれの制度・施策に関する勉強会を実施する。
- ・国民年金保険料の未納の解消のため、支援調整会議(個々の生活困窮者の自立支援計画の決定等を行い、その後の支援につなげることを目的に行う会議)への参加を依頼された場合は参加に協力する。

②家計改善支援事業による家計の「見える化」を通じて国民年金保険料の未納解消等に向けた連携の具体例として以下が示された。

【連携の具体例】

- ・年金事務所は、生活困窮者自立支援制度担当部局から国民年金保険料の未納解消に向けた相談対応について協力の依頼があった場合は、これに協力する。
- ・年金事務所への相談にあたり、家計改善支援事業の実施者が同席する場合には、家計改善支援事業の実施者と連携し、免除申請等の相談に協力する。

(2) 自立相談支援事業等の利用勧奨

自立支援事業等の利用勧奨の周知を図るための連携の具体例として以下が示された。

【連携の具体例】

- ・年金事務所は、国民年金の相談窓口等への自立相談支援事業等のリーフレットの配置や、生活に困窮していると見込まれる者に対する自立相談支援機関の利用勧奨に協力する。

以上

生活困窮者自立支援制度に係る関係機関との連携について

1 生活困窮者自立支援制度の対象者の早期発見のための連携体制の構築

生活困窮者については、早期から支援を行うことにより、より効果的な自立の促進につながるものである。また、生活困窮者自立支援制度により就労につながれば、国民年金保険料の納付やひいては将来の年金給付の増額につながる可能性がある。

このため、生活困窮者自立支援制度担当部局又は自立相談支援事業を実施する者（以下「自立相談支援機関」という。）との間では、日頃より、互いの施策の理解を深め、情報交換を行うなどにより、両制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。

なお、連携体制の構築に当たっては、生活困窮者自立支援制度担当部局から年金事務所に対し、事業の実施体制や自立相談支援機関等について情報提供が行われるため、当該自立相談支援機関等と直接連携協力を行うこと。

【連携の具体例】

- ・生活困窮者自立支援制度担当部局から、年金事務所が実施する市区町村職員（国民年金担当部署）向けの研修などの機会を活用して、市区町村国民年金担当部署及び年金事務所の担当職員に自立相談支援事業等に関する講義を実施したい旨の依頼があった場合は、これに協力する。
- ・生活困窮者自立支援制度担当部局から、自治体担当者や相談支援員向けの研修などの機会を活用した年金制度に関する講義の依頼があった場合は、講義の実施に協力する。
- ・生活困窮者自立支援制度担当部局や自立相談支援機関、市区町村国民年金担当部署や年金事務所の間において、それぞれの制度・施策に関する勉強会（制度説明、意見交換等）を実施する。
- ・生活困窮者が国民年金保険料を未納にしており、その解消のための支援が必要と考えられる場合に、自立相談支援機関等から年金事務所に対し、支援調整会議（個々の生活困窮者の自立支援計画の決定等を行い、その後の支援につなげることを目的に行う会議）へ参加の依頼があった場合には協力する。
なお、自立相談支援機関等が当該会議に年金事務所の参加を検討するにあたっては、当該生活困窮者の状況等について年金事務所事前に協議がされるので、国民年金保険料の未納解消に向けた意見を求められた場合には、これに協力する。

また、生活困窮者が国民年金保険料の未納状況にある場合等においては、生活困窮者家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）による家計の「見える化」を通じて未納解消に向けた支援が行われるとともに、家計改善

支援事業の実施者が、国民年金保険料の免除申請の相談時の同行支援等を行うことも考えられる。このため、家計改善支援事業の実施者及び年金事務所の間においても、互いの施策の理解を深め、日頃から連携を図られたい。

※ 生活困窮者家計改善支援事業とは、家計表の作成により家計の状況を「見える化」し、生活困窮者本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施する事業。

【連携の具体例】

- ・生活困窮者自立支援制度担当部局から年金事務所へ国民年金保険料の未納解消に向けた生活困窮者からの相談対応について依頼があった場合は、これに協力する。
- ・年金事務所への相談にあたっては、家計改善支援事業の実施者が同席し、家計改善支援事業による支援において作成した家計再生プランや家計表を活用するので、これに協力する。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨

自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口につなげていくことが必要である。

については、年金事務所が国民年金に関する相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援事業等の利用勧奨を行うよう努めること。

【連携の具体例】

- ・生活困窮者自立支援制度担当部局から年金事務所へ自立相談支援事業等のリーフレットが送付された場合に国民年金の相談窓口等へ配置することや、生活に困窮していると見込まれる者に対する自立相談支援機関の利用勧奨の依頼があった場合は、これに協力する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 生活困窮者自立支援制度の対象者の早期発見のための連携体制の構築</p> <p>生活困窮者については、早期から支援を行うことにより、より効果的な自立の促進につながるものである。また、生活困窮者自立支援制度により就労につながれば、国民年金保険料の納付やひいては将来の年金給付の増額につながる可能性がある。</p> <p>このため、<u>生活困窮者自立支援制度担当部局又は自立相談支援事業を実施する者（以下「自立相談支援機関」という。）との間では、日頃より、互いの施策の理解を深め、情報交換を行うなどにより、両制度の周知が図られるよう連携のための関係構築に努めていただきたい。</u></p> <p>なお、連携体制の構築に当たっては、<u>生活困窮者自立支援制度担当部局</u>から年金事務所に対し、事業の実施体制や<u>自立相談支援機関等</u>について情報提供が行われるため、<u>当該自立相談支援機関等</u>と直接連携協力を行うこと。</p>	<p>1 生活困窮者自立支援制度の対象者の早期発見のための連携体制の構築</p> <p>生活困窮者については、早期から支援を行うことにより、より効果的な自立の促進につながるものである。また、生活困窮者自立支援制度により就労につながれば、国民年金保険料の納付やひいては将来の年金給付の増額につながる可能性がある。</p> <p>このため、<u>生活困窮者自立支援制度主管部局又は自立相談支援事業を実施する者（以下「自立相談支援機関」という。）から、生活困窮者自立支援制度の周知用チラシ等の送付があった場合は、年金事務所の国民年金担当窓口で当該チラシ等を備え付けるなど、可能な範囲で生活困窮者自立支援制度の周知に協力すること。</u></p> <p><u>また、国民年金保険料の納付や免除等申請の相談の際に、生活困窮者から生活困窮者自立支援制度に関連する相談等があった場合は、自立相談支援機関へ相談に行くよう促すこと。</u></p> <p>なお、連携体制の構築に当たっては、<u>生活困窮者自立支援制度主管部局</u>から年金事務所に対し、事業の実施体制や<u>自立相談支援機関</u>について情報提供が行われるため、<u>当該自立相談支援機関</u>と直接連携協力を行うこと。</p>

【連携の具体例】

- ・生活困窮者自立支援制度担当部局から、年金事務所が実施する市区町村職員（国民年金担当部署）向けの研修などの機会を活用して、市区町村国民年金担当部署及び年金事務所の担当職員に自立相談支援事業等に関する講義を実施したい旨の依頼があった場合は、これに協力する。
- ・生活困窮者自立支援制度担当部局から、自治体担当者や相談支援員向けの研修などの機会を活用した年金制度に関する講義の依頼があった場合は、講義の実施に協力する。
- ・生活困窮者自立支援制度担当部局や自立相談支援機関、市区町村国民年金担当部署や年金事務所の間において、それぞれの制度・施策に関する勉強会（制度説明、意見交換等）を実施する。
- ・生活困窮者が国民年金保険料を未納にしており、その解消のための支援が必要と考えられる場合に、自立相談支援機関等から年金事務所に対し、支援調整会議（個々の生活困窮者の自立支援計画の決定等を行い、その後の支援につなげることを目的に行う会議）へ参加の依頼があった場合には協力する。なお、自立相談支援機関等が当該会議に年金事務所の参加を検討するにあたっては、当該生活困窮者の状況等について年金事務所に事前に協議がされるので、国民年金保険料の未納解消に向けた意見を求められた場合には、これに協力する。

また、生活困窮者が国民年金保険料の未納状況にある

場合等においては、生活困窮者家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）による家計の「見える化」を通じて未納解消に向けた支援が行われるとともに、家計改善支援事業の実施者が、国民年金保険料の免除申請の相談時の同行支援等を行うことも考えられる。このため、家計改善支援事業の実施者及び年金事務所の間においても、互いの施策の理解を深め、日頃から連携を図りたい。

※生活困窮者家計改善支援事業とは、家計表の作成により家計の状況を「見える化」し、生活困窮者本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施する事業。

【連携の具体例】

- ・生活困窮者自立支援制度担当部局から年金事務所へ国民年金保険料の未納解消に向けた生活困窮者からの相談対応について依頼があった場合は、これに協力する。
- ・年金事務所への相談にあたっては、家計改善支援事業の実施者が同席し、家計改善支援事業による支援において作成した家計再生プランや家計表を活用するので、これに協力する。

2 自立相談支援事業等の利用勧奨
自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行

2 生活困窮者自立支援制度主管部局及び自立相談支援
機関における国民年金保険料免除制度の周知のための

うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口につなげていくことが必要である。

については、年金事務所が国民年金に関する相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援事業等の利用勧奨を行うよう努めること。

【連携の具体例】

・生活困窮者自立支援制度担当部局から年金事務所へ自立相談支援事業等のリーフレットが送付された場合に国民年金の相談窓口等へ配置することや、生活に困窮していると見込まれる者に対する自立相談支援機関の利用勧奨の依頼があった場合は、これに協力する。

(削除)

協力

生活困窮者自立支援制度主管部局又は自立相談支援機関から、国民年金保険料免除制度に関する問い合わせや、国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料免除制度の周知用チラシ等の提供の求めがあった場合は、積極的な対応を行うこと。

3 基本理念に基づく連携の実施

改正法により、生活困窮者の定義が「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直されるとともに、生活困窮者の自立支援の基本理念が、

①生活困窮者の尊厳の保持

②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援

	<p>③<u>地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）</u> の3点に明確化された。これは、<u>関係機関間において定義や基本理念の共有を図ることにより適切かつ効果的な支援を展開するために見直し及び明確化が行われたものであることから、1及び2で示した取組みを実施するに当たっては、当該基本理念に基づき行うこと。</u></p>
--	---